

本庄市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



本庄市マスコット

はにほん

平成30年3月
令和2年3月改定
令和5年3月改定

本 庄 市

計画の背景

地球温暖化は、二酸化炭素など温室効果ガス^{資料1*1}の大気中濃度が増加し、これにともない地表から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより地上の温度が上昇する現象で、地球全体の気候が乱れてしまうものです。

2021（令和3）年8月に報道発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC^{資料1*2}）の第6次評価報告書（AR5）第1作業部会報告書によると、2100年には基準年（1995～2014年）と比較して気温が0.15℃～4.85℃上昇し、海面は28～101cm上昇すると予測されています。

急激な気温の上昇は、自然生態系に大きな影響を与えるとともに、人間生活についても洪水や高潮、干ばつを引き起こす可能性が指摘されており、日本においても熱中症の増加、農作物の生育障害、海面上昇による低地の侵食等、さまざまな気候変動の影響が予測されています。

近年の国際的な取り組みとして、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された国際会議（COP21^{資料1*3}）において主要排出国を含むすべての国が削減目標を掲げることを決定しました。その後、2018（平成30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。その中で日本は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を2020（令和2）年10月に宣言し、翌年4月には、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨を公表しました。

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、政府は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地球温暖化対策計画」を策定することとし、また、地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して、自らの事務・事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画である地球温暖化対策実行計画を策定することとなっています。

本市においても、本庄市環境宣言による「地球環境にやさしいまち」をつくることや本庄市ゼロカーボンシティ宣言による「ゼロカーボンシティ」を実現することを目指す中で、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」といいます。）をここに策定し、市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

目 次

I. 計画の基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の期間	1
3 基準年度	1
4 対象物質	1
5 対象とする事務・事業の範囲	2
II. 計画の目標	3
1 温室効果ガス排出量の算出方法	3
2 活動の種類と温室効果ガス	3
3 温室効果ガスの排出状況	4
4 目標設定の考え方	6
5 削減目標	8
III. 計画の取り組み内容	9
1 省エネルギーの推進	9
2 省資源・リサイクル活動の推進	11
3 施設の設計、施工における配慮	12
4 水の有効利用	13
5 工事の設計、発注における配慮	14
IV. 計画の推進と点検・評価	15
1 推進・点検体制	15
2 推進体制における役割・責任	16
3 職員研修、児童・生徒への教育	17
4 点検・評価・公表	17
5 計画の見直し手順	18
資 料 編	
用語説明	20
温室効果ガスの排出量の把握	22
グリーン購入の手順	25

I. 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 21 条に基づき、市の事務・事業における温室効果ガスの排出の抑制を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 計画の期間

2021（令和 3）年 10 月 22 日閣議決定の地球温暖化対策計画が、2030 年度の中期目標を定める中で、本市の当該計画期間は 2023（令和 5）年度～2027（令和 9）年度までの 5 年間とし、計画期間終了後改定しながら 2030 年度を目指します。なお、技術の進歩や社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直します。

3. 基準年度

地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年度は 2013（平成 25）年度とします。

4. 対象物質

本計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 2 条第 3 項に示された下記の表に示す分類とします。ただし、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）は、市の事務・事業の中で排出につながる使用量（活動量）がない、あるいは排出量が微量により把握が困難なため対象物質から除外します。

温室効果ガス	記号	排出源等
二酸化炭素	CO ₂	電気、ガス等の使用のほか、化石燃料の燃焼に伴い排出されます。
メタン	CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどから発生します。
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼、農業部門などから発生します。
ハイドロフルオロカーボン	HFC	代替フロン的一种で、エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒の使用時などに排出されます。
パーフルオロカーボン	PFC	代替フロン的一种で、半導体や電子部品の不活性液体として使用される時などに排出します。
六フッ化硫黄	SF ₆	代替フロン的一种で、電気絶縁ガスや半導体の製造用として使用される時などに排出されます。
三フッ化窒素	NF ₃	代替フロン的一种で、半導体・液晶製造装置用クリーニング剤、ドライエッチング剤として使用される時に排出されます。

5. 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象は、市が行うすべての事務・事業とします。指定管理者制度に移行した施設は、本計画の取り組み内容に協力を求めるとともに、温室効果ガス排出量の把握に必要な燃料消費量等の報告を求めます。

※本庄早稲田の杜ミュージアムについては、早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンターの一部分であり、燃料消費量等の把握が困難であるため、本計画の温室効果ガス排出量には含まれていません。

所 管 部 署		施 設
企画財政部	財政課	市役所
市民生活部	市民活動推進課	市民活動交流センター、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫
	危機管理課	消防団消防器具置場、防災行政無線
	支所総務課	児玉総合支所、児玉総合支所第二庁舎
福祉部	地域福祉課	老人福祉センターつきみ荘
	障害福祉課	障害福祉センター
保健部	健康推進課	保健センター、発達教育支援センター
	子育て支援課	前原児童センター、日の出児童センター、児玉児童センター、寿学童保育室
	保育課	いずみ保育所、久美塚保育所
経済環境部	環境推進課	追尾式太陽光発電システム
	農政課	あさひ多目的研修センター
	支所環境産業課	間瀬ダム管理塔、観光農業センター、ふるさとの森公園バーベキュー広場、ふれあいの里いずみ亭
都市整備部	都市計画課	本庄駅南口自転車駐車場、児玉駅自転車駐車場、本庄早稲田駅自転車等駐車場、本庄駅自由通路、本庄早稲田駅自由通路、公園、駅北口前公衆便所、児玉駅前公衆便所、インフォメーションセンター
上下水道部	水道課	上水道施設
	下水道課	公共下水道施設、農業集落排水施設
教育委員会事務局	学校教育課	旧勤労会館
	教育総務課	小中学校
	生涯学習課	本庄公民館、本庄東公民館、本庄西公民館、本庄南公民館、藤田公民館、仁手公民館、旭公民館、北泉公民館、共和公民館、児玉公民館、児玉文化会館、市民文化会館
	文化財保護課	本庄早稲田の杜ミュージアム、旧本庄警察署、旧本庄警察署前収蔵庫、旭民具等収蔵庫、塙保己一記念館、雉岡城跡公園、雉岡城跡公園トイレ、競進社模範蚕室、蛭川文化財収蔵庫、下浅見文化財収蔵庫、児玉文化財整理室、児玉文化財収蔵庫
	スポーツ推進課	本庄総合公園体育館、市民球場、児玉総合公園体育館、若泉運動公園第1グラウンド、若泉運動公園武道館、若泉運動公園弓道場、若泉運動公園第1テニスコート、共栄公園テニスコート、児玉総合公園グラウンド、児玉サッカー場、児玉工業団地遊水池内グラウンド、若泉運動公園多目的グラウンド、東部スポーツグラウンド
	図書館	図書館、図書館児玉分館

Ⅱ. 計画の目標

1. 温室効果ガス排出量の算出方法

温室効果ガスの排出量算出にあたっては、電気、灯油、重油、LPG、都市ガス等の使用量や自動車走行量等の活動量に排出係数を乗じて活動の種類ごとに排出量を求め、これらの活動の種類ごとの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算出します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{市の事務・事業における活動量} \\ \text{(燃料使用量等)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{温室効果ガス排出係数} \\ \text{(単位活動量あたりの排出量)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{活動の種類・} \\ \text{温室効果ガスごとの} \\ \text{排出量} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{c} \text{活動の種類・} \\ \text{温室効果ガスごとの} \\ \text{排出量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{温室効果ガスごとの} \\ \text{地球温暖化係数} \text{ (注)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{活動の種類・} \\ \text{温室効果ガスごとの} \\ \text{二酸化炭素換算排出量} \end{array} \right]$$

(注) 地球温暖化係数とは、様々な種類の温室効果ガスが大気中で分解されるまでの期間等を考慮して、それぞれの 100 年間における温室効果について二酸化炭素を 1 とした相対的な値であり、政令で定められています。

2. 活動の種類と温室効果ガス

活動の種類・温室効果ガスごとに算出した二酸化炭素換算の温室効果ガス排出量を合計し、温室効果ガス総排出量とします。

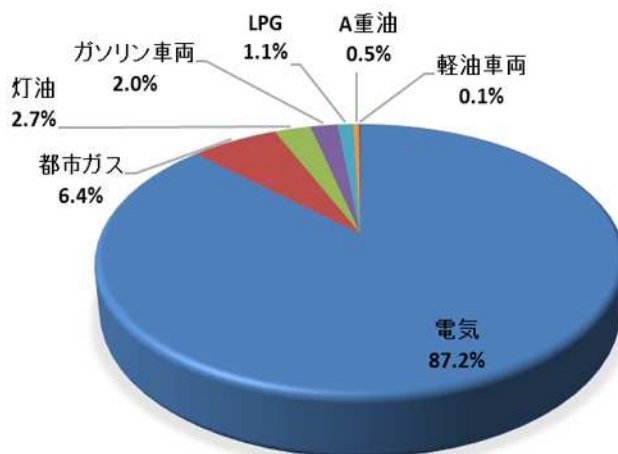
		排出する温室効果ガス			
		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン
排出源	施設	○			
	自動車	○	○	○	○

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度の分野別温室効果ガス排出量

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出が、全体の 87.2%と最も多く、以下都市ガス (6.4%)、灯油 (2.7%)、ガソリン車両 (2.0%)、LPG (1.1%)、A重油 (0.5%)、軽油車両 (0.1%) と続きます。

排出源	活動量	排出量 (kg-CO2)
電気	11,652,277 kWh	6,053,737
灯油	74,921 L	186,553
A重油	11,512 L	31,271
LPG	26,429 kg	79,286
都市ガス	199,555 m ³	445,008
ガソリン車両	56,711 L	138,877
軽油車両	2,042 L	5,436
合計		6,940,167

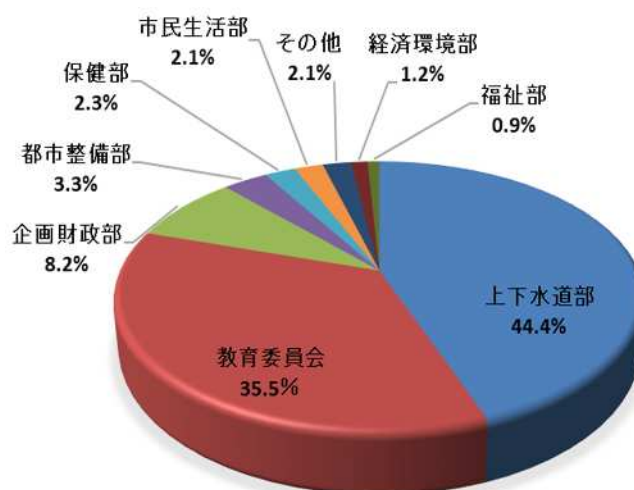


※端数処理のため、合計が一致しないことがあります。

(2) 基準年度の所属別温室効果ガス排出量

所属別の排出量では、上下水道部が全体の 44.4%と最も多く、以下教育委員会 (35.5%)、企画財政部 (8.2%)、都市整備部 (3.3%)、保健部 (2.3%)、市民生活部 (2.1%)、その他 (2.1%)、経済環境部 (1.2%)、福祉部 (0.9%) などが続きます。

所属	排出量 (kg-CO2)
市の事務事業	6,940,167
企画財政部	566,617
市民生活部	147,118
福祉部	60,492
保健部	157,799
経済環境部	86,034
都市整備部	229,668
上下水道部	3,082,465
教育委員会	2,465,661
その他	144,313



(3) 温室効果ガス排出量の推移

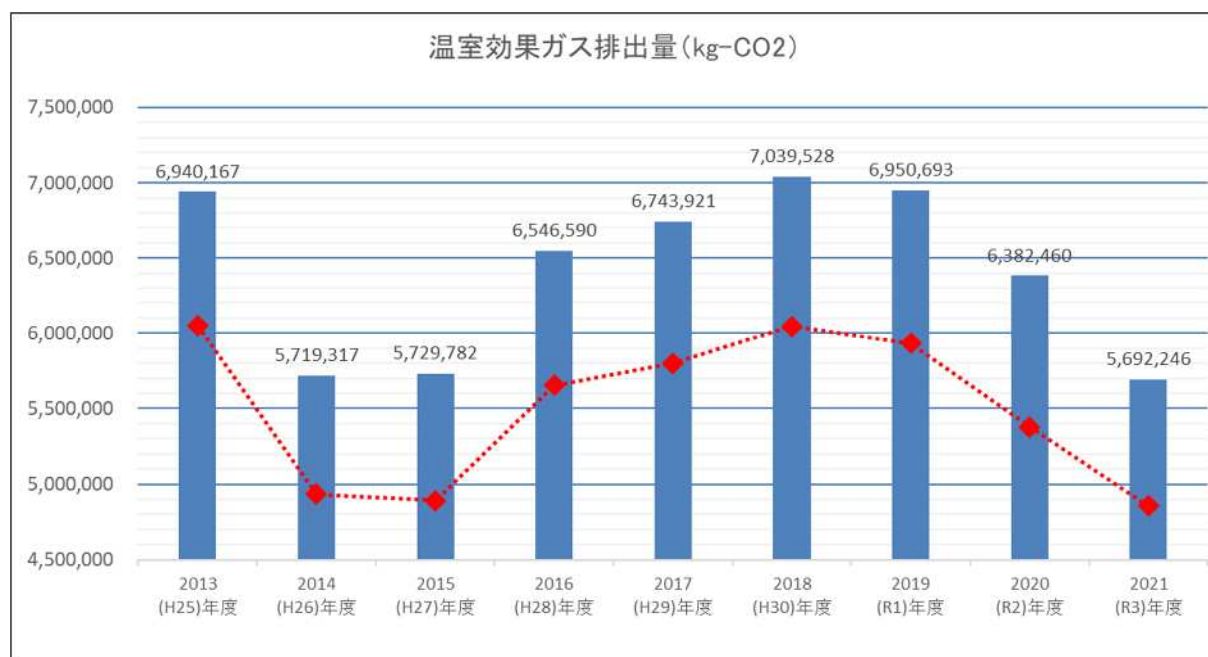
市の事務・事業による温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりです。

2011（平成23）年の東日本大震災以降、火力発電に依存した電源構成に変化し、電気の二酸化炭素排出係数が悪化したことに加えて、市民活動交流センターや本庄東中学校が新設・建替工事を経て供用開始となったこと、また本庄総合公園体育館など一部の施設で排出量が増加していたこともあり、2018（平成30）年度までは年度ごとの増減はあるものの全体的に温室効果ガス排出量は増加傾向にありました。

2019（令和元）年度以降は、各施設における計画的な設備更新の実施等により、電気を始めとするエネルギー使用量の削減に伴い、温室効果ガス排出量は減少しています。

※参考として、温室効果ガス排出量のうち電気を排出源とするものの推移も示しています。

排出源		2013 (H25)年度	2014 (H26)年度	2015 (H27)年度	2016 (H28)年度	2017 (H29)年度	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度
電気	kWh	11,652,277	11,304,610	11,645,091	11,915,650	11,984,928	12,419,747	12,231,808	11,726,652	10,852,602
灯油	L	74,921	72,733	64,223	64,057	66,684	66,085	93,034	54,936	60,114
A重油	L	11,512	796	1,084	1,581	779	632	681	1,439	912
LPG	kg	26,429	26,019	23,638	22,154	17,636	21,357	21,491	19,035	10,681
都市ガス	m ³	199,555	174,693	208,661	232,847	261,047	286,622	270,281	318,353	263,902
ガソリン車両	L	56,711	52,219	54,458	56,468	54,803	48,232	46,005	38,095	25,346
軽油車両	L	2,042	2,104	1,778	1,655	1,805	2,018	1,598	1,071	329
温室効果ガス 排出量	kg-CO₂	6,940,167	5,719,317	5,729,782	6,546,590	6,743,921	7,039,528	6,950,693	6,382,460	5,692,246
【参考(排出源:電気) 温室効果ガス排出量】	kg-CO ₂	6,053,737	4,934,340	4,891,366	5,654,542	5,801,080	6,045,739	5,931,941	5,377,194	4,854,824



◆・・・温室効果ガス排出量のうち、電気を排出源とするものの推移

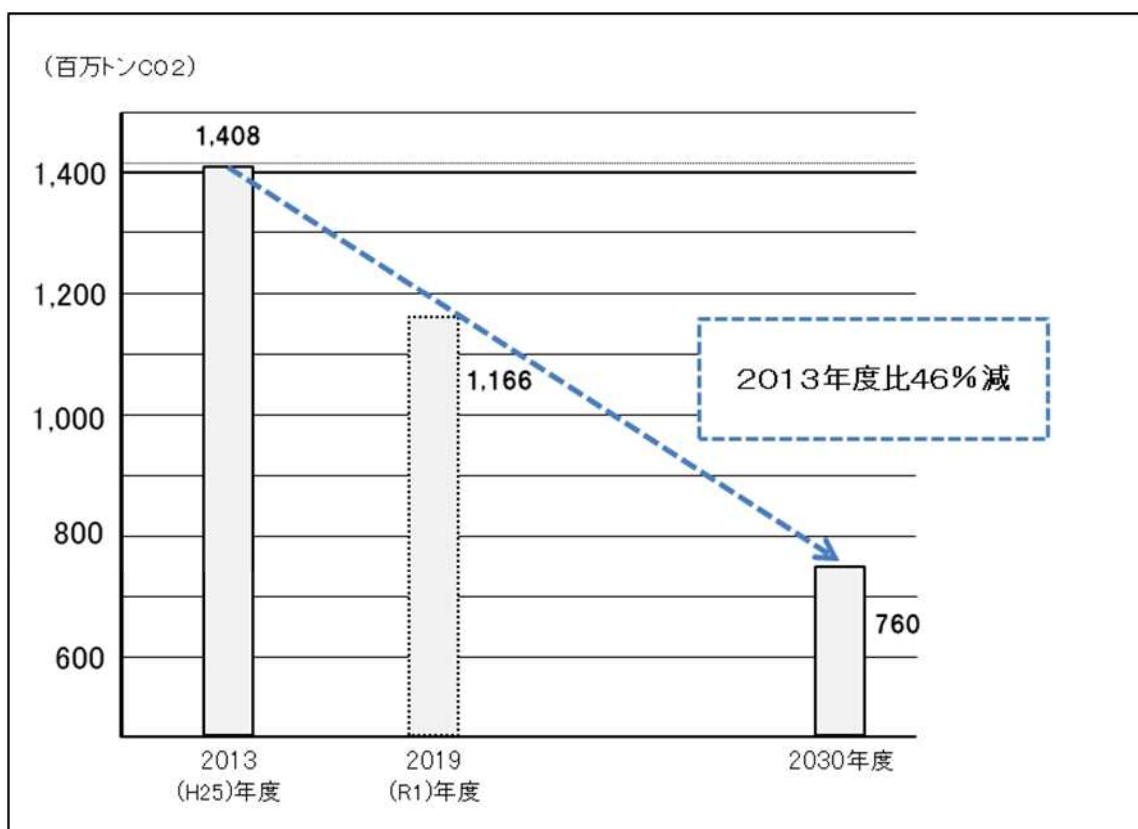
4. 目標設定の考え方

温室効果ガス削減目標について、地球温暖化対策計画における中期目標は、「2030 年度において、2013（平成 25）年度比 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」としています。（図 1）

また、温室効果ガス別に設定された目標をみると、国内の温室効果ガス排出量の約 9 割を占めるエネルギー起源二酸化炭素については、2030 年度において、2013（平成 25）年度比 45%の削減率としています。エネルギー起源二酸化炭素は、統計上、5つの部門別排出量に区分されており、地方公共団体が属する「業務その他部門」では、2030 年度の排出量の目安として、2013（平成 25）年度比約 51%減の値を設定しています。（図 2）

本市の削減目標については、「業務その他部門」と同水準の数値とし、2030 年度を見越した上で当該計画期間の目標設定を行います。

■地球温暖化対策計画における排出抑制・吸収の量に関する目標 (図 1)



■エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

(図2)

[単位：百万t-CO₂]

	2013年度 実績	2019年度 実績	2030年度の 各部門の 排出量の目安
エネルギー起源CO ₂	1,235	1029	677
産業部門	463	384	289
業務その他部門	238	193	116
家庭部門	208	159	70
運輸部門	224	206	146
エネルギー転換部門	106	89.3	56

(地球温暖化対策計画から抜粋)

5. 削減目標

◎地球温暖化対策計画の目標

- ・2030年度において、2013（平成25）年度比46%減の水準
- ・排出量の約9割を占めるエネルギー起源二酸化炭素のうち、地方公共団体が属する「業務その他部門」では、2030年度の排出量の目安として、2013（平成25）年度比約51%減の値

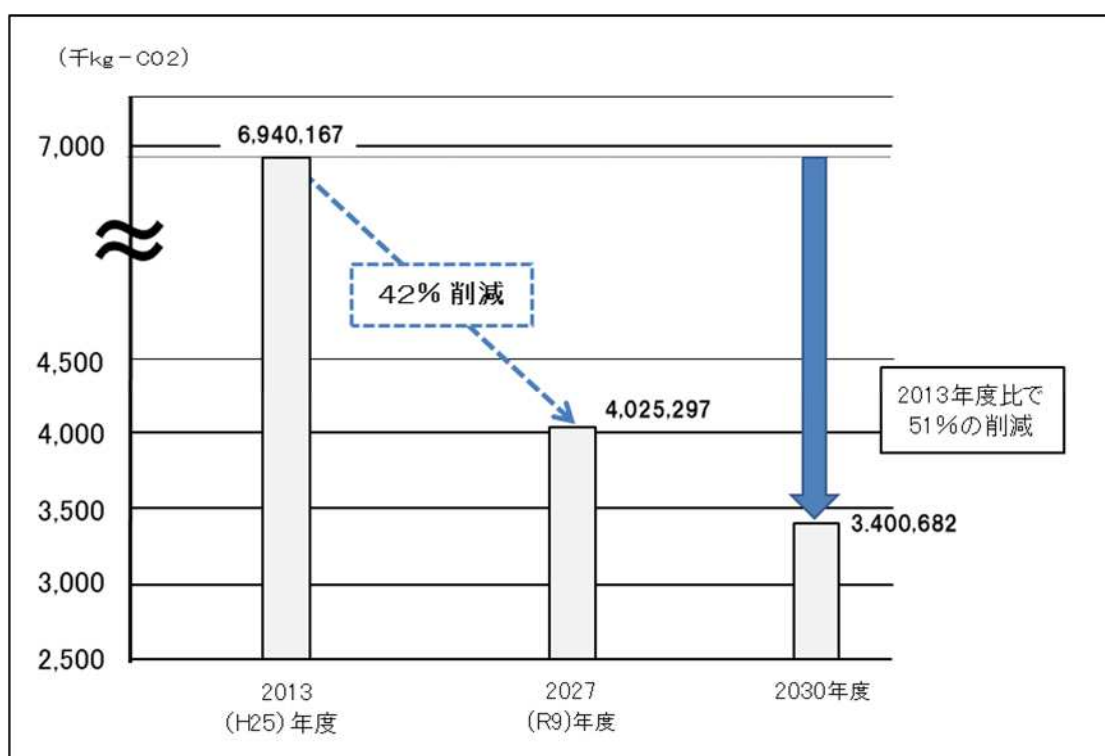
○本市計画の目標

「4. 目標設定の考え方」に基づき、温室効果ガス総排出量の削減目標を次のように定めます。

削減目標

総排出量の削減目標 (kg-CO ₂ /年)	基準年度 2013(平成25)年度	目標年度 2027(令和9)年度	削減目標
	6,940,167	4,025,297	42%の削減を図る

当該計画期間では、2027（令和9）年度において2013（平成25）年度比42%の削減を目標とします。また、地球温暖化対策計画の中期目標を踏まえ、2030年度において2013（平成25）年度比51%削減することを目指します。



Ⅲ. 計画の取り組み内容

これまで、本市では環境マネジメントシステムの運用による環境配慮活動を推進してきました。しかしながら、本市計画の目標達成にはより一層の削減の取り組みが必要です。

そのため、これまでの取り組みを参考に、市の事務・事業において以下の取り組みを実践し、更なる温室効果ガスの排出の抑制に努めます。

1. 省エネルギーの推進

OA 機器や電気製品は、製造から廃棄までのライフサイクルの各段階で二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しており、特に使用段階における排出量は多くなっていると言われています。そのため、エネルギー効率の高い機器を導入するとともに、事務事業のあらゆる場面で機器の使用に配慮が必要になります。また、自動車や冷暖房等の燃料の使用による二酸化炭素の排出量削減も地球温暖化対策の重要な柱となります。

電気使用量削減への取り組み

- 室内の照明は、勤務時間中であっても、事務に支障のない範囲でその一部を消灯する
- 休憩時間中は、窓口業務を除くほかは、全部消灯する
- 廊下等の照明は、最低照度が確保できる範囲で消灯する
- トイレ、湯沸室の照明は、必要以外消灯する
- 会議時間を厳守し、開始前及び終了後は消灯する
- 蛍光灯及び反射板の清掃を適宜行う
- 勤務終了後の早期退庁を奨励する
- OA機器等の電源はこまめに切る
- 節電機能のある機器を使用する際には、省エネ設定を行う
- 夏季は緑のカーテン等を設置し、エネルギー消費の節約に努める

電気にかかわる取り組み効果の例

- 待機電力を全て削減すると年間で 117 kg-CO₂ の削減
- 蛍光灯 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合、年間で 1.8 kg-CO₂ の削減
- 冷蔵庫の中に物を詰め込んだ場合と半分の場合、年間での比較では 18.1 kg-CO₂ の削減
- テレビの輝度を「最大→中央」に調整した場合、年間で 62.7 kg-CO₂ の削減

資料 環境省 COOL CHOICE 「家庭でできる節電アクション」

施設燃料使用量削減への取り組み

- 冷房期間は、体調を崩さない範囲で7月中旬から9月上旬までとする
- 冷房運転時の室内の温度は28℃程度とする
- 暖房期間は、体調を崩さない範囲で12月初旬から3月中旬までとする
- 暖房運転時の室内の温度は20℃程度とする

燃料にかかわる取り組み効果の例

- エアコンのフィルターを月に1回か2回清掃すると年間で11.2 kg-CO₂の削減
- シャワーを1日1分減らすと約29.1 kg-CO₂の削減

資料 (一財)省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」

エネルギー消費効率の高い機器及び設備の導入

- OA機器（コピー機、パソコン等）は省エネ・節電タイプの製品を導入する
- 設備の導入にあたって、適正規模（能力）で省エネタイプの機器を選択し、省エネを推進する
- エリアに配慮したスイッチ回路を検討する
- LED照明、人感センサー^{資料1*4}、自動照度調節^{資料1*5}、インバータ制御機器^{資料1*6}等の省エネ型照明機器の導入を推進する

車両による燃料使用量削減への取り組み

- 公用車は、できるだけ自粛し、近距離については、自転車、徒歩による
- 遠距離の出張は、公共交通機関を利用する
- 空ぶかし、急発進、急加速及び急減速を行わない
- 公用車として電動車^{資料1*7}を導入することに努める
- 庁内における公用車のノーカーデーを実施する
- 空気圧の点検実施を行う
- 無駄な荷物をのせて走らない
- アイドリングストップの実施
- 電気自動車の普及促進を目的として、公共施設等には急速充電器の導入を検討する

自動車にかかわる取り組み効果の例

- ふんわりアクセルで発進時に5秒間で20km/h程度の加速 年間194.0 kg-CO₂の削減
- 加減速の少ない運転で 年間で68.0 kg-CO₂の削減
- 早めのアクセルオフで年間42.0 kg-CO₂の削減
- 5秒間のアイドリングストップで年間40.2 kg-CO₂の削減

*年間削減量は2000cc普通乗用車/年間10,000kmとし、燃費11.6km/リットルで計算

資料 (一財)省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」

2. 省資源・リサイクル活動の推進

省資源・リサイクルへの取り組みは、温室効果ガスの発生を間接的に抑制するとともに、生産と消費の形を循環型なものに変えることによって環境への負担を減らし、環境問題を解決するために重要です。市では「本庄市グリーン購入手順」を策定し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入するように努めています。

ごみ排出量削減への取り組み

- ごみ排出量の測定を行う
- ごみの分別を行い、回収の徹底とリサイクルを推進する
- プリンターに使用するトナーカートリッジは、リサイクルを原則とする
- パソコン、冷蔵庫等の廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理する
- 封筒の再利用を行う
- ファイルやフォルダーの再利用を行う

紙の使用量削減への取り組み

- OA用紙使用量実態調査の実施及び対策を検討する
- 印刷物の作成部数は、必要最小限とする
- 印刷は、出来るだけ両面印刷とする
- 不要になった片面コピー用紙を事務所内文書等に活用する
- ペーパーレス化に向けて、事務所内の電子情報化を推進する
- 文書作成途中で確認のための印刷は極力控える

3. 施設の設計、施工における配慮

再生可能エネルギーシステムの導入の推進

- 新たな公共施設に加え、公共施設維持保全計画に基づく更新予定の施設には再生可能エネルギーシステムの導入を推進する
- 空調・給湯の熱源として、太陽光エネルギーの利用を推進する
- 自然光に配慮した照明器具の配置を行う
- 自然光を取り入れる工夫をする
- 断熱性の向上のため、複層ガラス、熱反射ガラス^{資料1*8}等の採用を推進する

緑化の取り組み

- 施設において適切な植栽を行い緑化に努める
- 施設の植栽については、緑を良好に保つため適正な育成管理に努める

緑の役割として、二酸化炭素の吸収源であることや、市街地における地表面温度の低減効果があることが挙げられます。施設の緑化を進めることで、大気中の二酸化炭素量の減少やヒートアイランド現象の緩和が期待されます。

4. 水の有効利用

水の有効利用は、上水道を利用するために必要な浄水場におけるエネルギー使用量や、廃水を処理するために必要となる下水処理施設等におけるエネルギー使用量の削減につながります。さらに透水性舗装^{資料1*9}や浸透柵^{資料1*10}などの設置による雨水の地下浸透は、地下水を涵養し、二酸化炭素吸収源である緑を豊かにするという間接的な効果も期待されます。

水の使用における配慮

- 日常的に節水を行う
- トイレ用水の水量調節を行う
- 水道水圧の調節を行う
- 洗面所での弁の調整を行う
- 水漏れ点検を徹底する

施設設計・管理における水利用の合理化

- 雨水の利用を検討する
- 雨水の地下浸透（透水性舗装・浸透柵等）を検討する
- 水道水圧の調節を行う
- 感知式自動洗浄装置（トイレ）、節水コマ（蛇口）など、節水型製品を導入する

浄水場等における取り組み

- 適正な水圧管理と効率的な水運用を行い、ポンプ運転時等に使われる電力を節減する

5. 工事の設計、発注における配慮

建築物の建設にあたって使用する建築材料に、再生された素材や再生可能な素材を使用することは、廃棄物処理にともなう環境負荷の低減や新規に製造する場合に比べエネルギー使用量が削減され、温室効果ガスの排出抑制につながります。

工事設計・発注における配慮

- 2000（平成12）年11月から施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、廃棄物の再資源化をより一層進めるとともに、再生資材の利用、建設廃棄物のリサイクルを促進します。
- 本庄市建設工事实務要覧に基づき、建設副産物の発生を抑制し、再生資源の利用を促進します。

建設副産物発生の抑制

工事計画段階から建設副産物を発生させない計画により場外への搬出量を極力抑制する

- ・ 発生抑制を考慮した工法・資材を採用する
- ・ 建設副産物の処理方法に応じた分別を徹底する
- ・ 破碎、脱水及び乾燥による減容・減量化を行う

建設副産物再利用の徹底

場内利用に努めるとともに、搬出せざるを得ないものについては、リサイクルを徹底する。

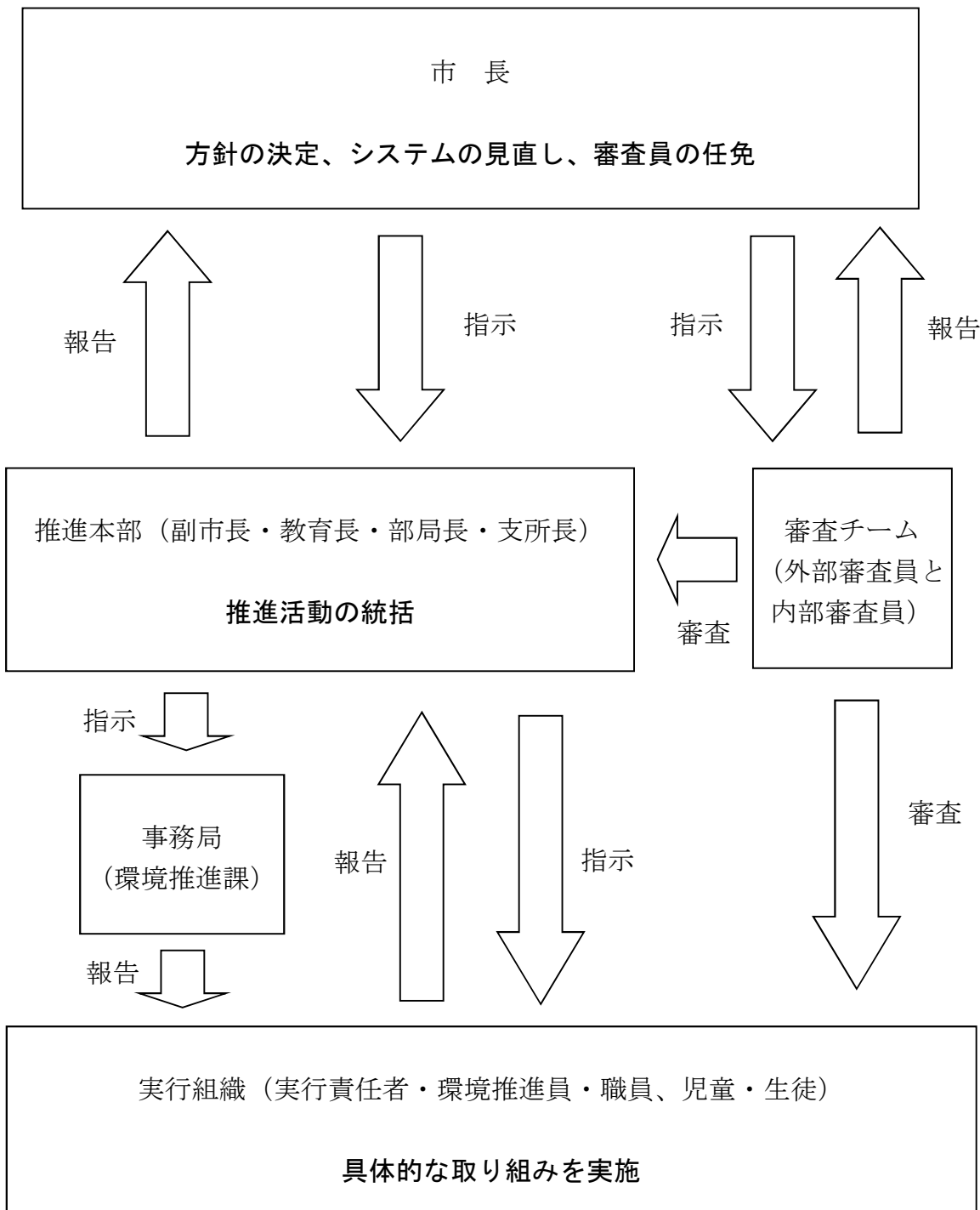
- ・ 現場内利用及び他工事での活用を図る
 - ・ 再生資源化施設等の活用によりリサイクルの促進を図る
 - ・ 再生資材を積極的に利用する
- 工事に使用する車両台数、運搬ルートなどを事前に検討する

IV. 計画の推進と点検・評価

1. 推進・点検体制

本市における地球温暖化対策実行計画の運用は、本庄市環境マネジメントシステムの目標の1つとして位置付けられています。したがって、推進・点検体制は以下の環境マネジメントシステム内で管理されます。

■ 本庄市環境マネジメントシステム実施体制



2. 推進体制における役割・責任

組織名（役職）		主な役割・責任
市長		基本方針の策定、システムの見直し
推進本部	本部長（副市長）	推進活動を統括
	副本部長 （教育長・経済環境部長）	本部長を補佐 本部長に事故ある時、職務を代理
	本部員 （各部長、局長・支所長）	主管する部・局の推進活動を統括
実行組織	実行責任者 （課長、校長、施設管理者等）	主管する課・学校・施設の 推進活動を統括
	環境推進員	環境記録の管理 実行責任者を補佐
審査チーム		実行組織への審査を実施
事務局		環境マネジメントシステムに関する 庶務担当

3. 職員研修、児童・生徒への教育

(1) 省エネルギーの推進

- 事務局は、環境保全活動、環境保全に関する研修会等への職員の積極的な参加が図られるよう情報の提供等に努めます。
- 事務局は、職員に対する研修会を開催するなど、意識の高揚や実行計画の周知徹底を図ります。

(2) 職員の積極的な参加、提案の活用

- 実行責任者は、職員が環境保全のための活動へ積極的に参加できるような職場の環境づくりに努めます。
- 実行責任者は、市の事務・事業に関する環境保全対策を積極的に推進するため、これまでに掲げた取り組み以外の効果的な職員からの提案を、文書等で推進本部へ報告し、提案が積極的に活用されるよう配慮します。

(3) 環境教育の推進

- 実行責任者は、「環境問題に気づき、環境を守ろうとする心と態度を育成する」ことを目的に、職員全員で環境教育を推進するよう努めます。
- 実行責任者は、学校における教育運営において、環境配慮活動を実施することにより児童・生徒の環境への意識の向上を図ります。

4. 点検・評価・公表

(1) 運用の点検

- 実行責任者は、温室効果ガス排出量等を毎月点検し、四半期毎に推進本部へ報告します。
- 推進本部は、点検結果を確認します。

(2) 点検結果の評価

- 実行責任者は、点検の結果を踏まえ、年度の実施報告を推進本部へ提出します。
- 推進本部は、点検の結果と実施報告を市長へ報告します。
- 市長は、点検の結果と実施報告を踏まえ、必要な場合は推進本部へ是正措置を指示します。
- 是正措置を指示された推進本部は、実行責任者に是正措置を指示するとともに改善すべき事項について協議、助言します。

(3) 点検結果の評価

- 推進本部は、温室効果ガス排出量を示す基準値、現状値、目標値を含む、計画の内容及び取り組み状況について、広報紙やホームページ等を活用して広く公表します。

5. 計画の見直し手順

市長は、毎年度、温室効果ガス排出量を示す現状値を受け、次にあげる見直し項目を考慮します。

(1) 計画の基本的事項

次にあげる事項を踏まえ、地球温暖化対策の対象範囲等、計画の基本的な事項に変更が必要か審議します。

- 新しい設備の導入や大きな組織変更による計画への影響
- 政府計画の変更
- 法律の改正等

(2) 計画の目標

次にあげる点を考慮して、目標の妥当性について審議します。

- 新たな取り組みの検討
- 目標の達成度と取り組みの実施効果
- 対象施設の変動
- 総排出量の評価・算定方法の変更等による目標変更の必要性

(3) 計画の推進体制

取り組みを実施する推進体制上の問題点について、次にあげる事項等の情報を基に審議します。

- 運用の実態と体制の整合性
- 大幅な組織の変更

市長は、見直しを行い、計画の変更を環境マネジメントシステムマニュアルに反映させます。

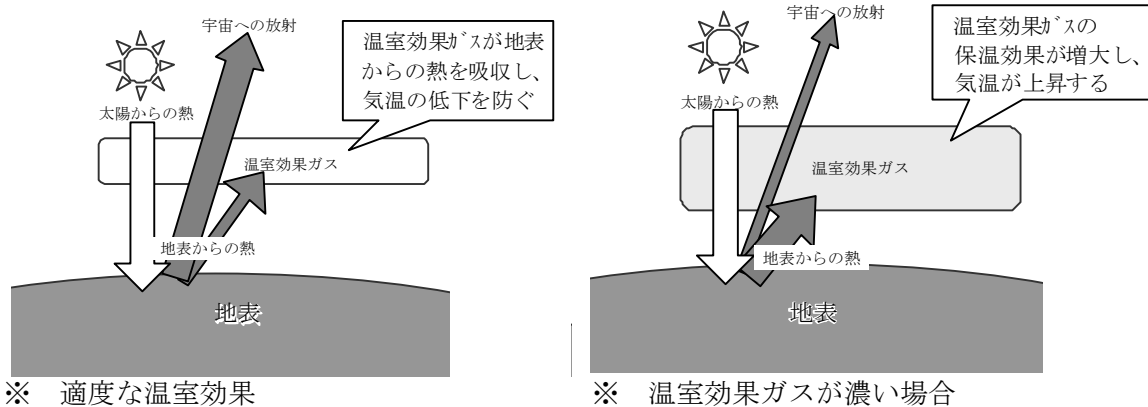
資 料 編

資料 1

用語説明

* 1 温室効果ガス

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて放出する熱のバランスによって決まります。日射によって加熱された地表面は赤外線熱を放出しますが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」と呼ばれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収し、この熱の一部を地表面に放射するため、地表面はより高い温度となります。この効果を「温室効果」と呼んでいます。



* 2 IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル) の略。気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとカウンスルを提供することを目的とした政府間機構です。

* 3 COP21

2015年11月～12月にフランス・パリで開催された COP (Conference of Parties (気候変動枠組条約締約国会議) の略) です。COP21以前のいくつかの合意・決定・声明を経てここでパリ協定が採択されました。2020年以降の枠組みとして、史上初めて先進国・発展途上国の区別なく気候変動対策の行動をとることを義務づけた歴史的な合意として、公平かつ実効的な気候変動対策のための協定となりました。

* 4 人感センサー

人の有無を感知して、照明の点灯、消灯等を自動的に行うためのセンサーです。無駄な電力を省き、効果的に節電を行います。

* 5 自動照度調節

昼光センサーで昼光を測定し、測定データをもとに照明器具の点滅を設定パターンに応じて制御します。点灯、減光(消灯)を自動的に行い、適正照度を確保します。

* 6 インバータ制御機器

周波数を制御する装置で、照明器具等では、通常 50～60Hz の交流電流の周波数を高くすることにより、少ない電力で従来の明るさが得られます。

* 7 電動車

窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量の少ない電気自動車 (EV)、ハイブリッド自動車 (HV・HEV)、プラグイン・ハイブリッド自動車 (PHV・PHEV) 及び燃料電池自動車 (FCV・FCEV) がこれにあたります。

* 8 熱反射ガラス

太陽光線の熱を伝える赤外線を効果的に低減して、室内の温度上昇を軽減し、省エネルギーによる二酸化炭素の排出量削減と電気使用量の削減を同時に実現することができます。

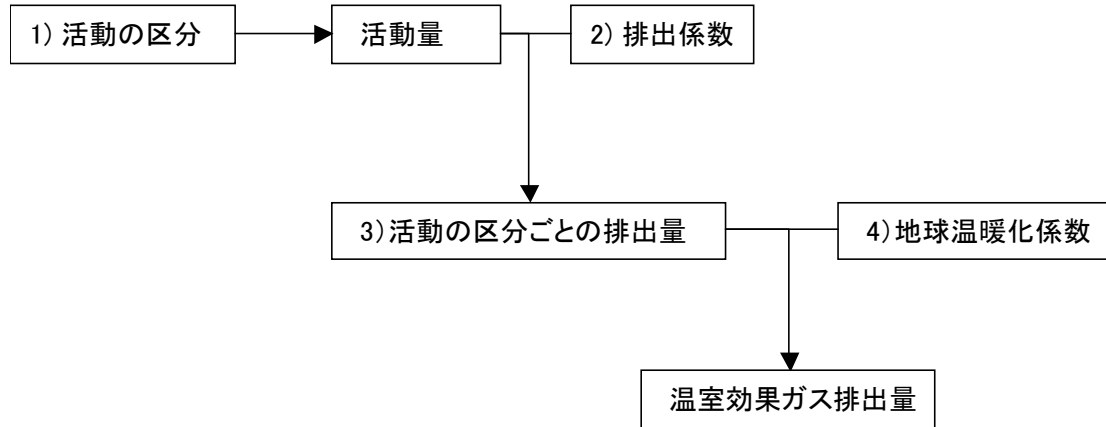
* 9 透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、空隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法です。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・涵養や、都市型洪水の防止効果があります。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与します。

* 10 浸透枡

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための施設で、底に穴を開けた枡の底部に碎石を敷き、そこから雨水を浸透させます。

1. 温室効果ガス排出量の算出



温室効果ガスの総排出量は、次の計算式により算出します。

$$(\text{各温室効果ガスの排出量}) = \Sigma \{ (\text{活動の区分ごとの排出量}) \}$$

(活動の区分について和をとります。)

$$(\text{温室効果ガスの総排出量}) = \Sigma \{ (\text{各温室効果ガスの排出量}) \times (\text{地球温暖化係数}) \}$$

(温室効果ガスの種類について和をとります。)

(上記についての説明)

1) 活動の区分

活動の区分については、施行令第3条第1項の各号にそれぞれ定められています。これらの区分は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「温室効果ガスの排出・吸収目録作成のためのガイドライン」（1996）に示されている活動の区分をもとに、我が国の排出実態を踏まえて定められています。

2) 排出係数

活動量1単位あたりの当該温室効果ガス排出量をさします。排出係数は施行令第3条第1項の規定に基づき、別に政令で定めることとされており、当該年度の温室効果ガスの排出の実態に関するデータ等をもとに、当該年度の次年度以降に定めることが予定されています。

3) 活動の区分ごとの排出量

たとえば、都市ガスや自動車燃料（ガソリン等）は、その燃焼により、直接二酸化炭素（CO₂）を空气中に放出させ、電気の使用は直接温室効果ガスを排出させるものではありませんが、発電段階において化石燃料が使われ、二酸化炭素等が排出されるので、間接的に市の事務事業の執行が温室効果ガスの排出をもたらしています。

このような活動の1単位（自動車1kmの走行、都市ガス1m³の燃焼等）あたり排出される各温室効果ガスの量（kg）がわかっているならば、活動量に、排出係数を乗じて、当該温室効果ガスの排出量を求めることができます。

例) 自動車の走行に伴うメタンの1年間の排出量
 = [自動車の1 km の走行に伴い排出されるメタンの量 (排出係数)]
 × [1年間の自動車の走行距離 (単位: km)]

4) 地球温暖化係数

[活動量×排出係数]により、温室効果ガスの種類および活動の種類ごとに温室効果ガス排出量を計算しますが、それぞれの温室効果ガスごとに、地球温暖化に寄与する度合いが異なるため、これを合計しただけでは、全体としての温室効果ガス排出量は求められません。

このため、二酸化炭素 (CO₂) の温暖化寄与度を1とした場合、同量の他の温室効果ガスの温暖化寄与度がその何倍かを示す値を地球温暖化係数とし、全体としての温室効果ガス排出量は、温室効果ガスの種類ごとの排出量にその温室効果ガスの地球温暖化係数を乗じて得た値 (=各温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量) を合計して、二酸化炭素換算温室効果ガス総排出量を算出します。

地球温暖化係数は、施行令第4条に定められており、今回対象となる温室効果ガスの地球温暖化係数は下記に示します。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	25
一酸化二窒素	298
HFC134a	1430

2. 温室効果ガス排出量の計算方法

電気の排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条1第1項第1号ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用しています。その他の排出源の排出係数は下記の表のとおりです。

○ その他主な燃料の排出係数 (平成29年度時点)

燃 料	単 位	排出係数 (kg-CO ₂ /L, m ³ , Nm ³ , kg)
ガソリン	L	2.32
灯油	L	2.49
軽油	L	2.58
A重油	L	2.71
都市ガス	m ³	2.23
液化石油ガス (LPG)	Kg	3.00

環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

電気・燃料・ガス

例) 平成 28 年度電気の使用による温室効果ガス排出量

平成 28 年度における電気の供給者ごとの使用量に電気の供給者ごとの二酸化炭素の排出係数を乗じて算定します。

電気の供給者	使用量 (kWh)	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
東京電力エナジーパートナー (株)	3,574,347	0.500	1,787,174
(株) F-power	4,801,095	0.480	2,304,526
(株) イーセル	97,458	0.475	46,293
(株) Loop	416,565	0.604	251,605
(株) エネット	3,026,185	0.418	1,264,945
電気の使用による温室効果ガス排出量 合計			5,654,542

※端数処理のため、合計が一致しないことがあります。

自動車

例) 平成 28 年度ガソリン自動車の使用による温室効果ガス排出量

(kg-CO₂)

二酸化炭素	ガソリン使用量(L)	排出係数(kg-CO ₂ /L)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	56,467.56	2.32	1	131,004.739
メタンガス	走行距離 (km)	排出係数(kg-CH ₄ /km)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
普通・小型自動車	85,577	0.000010	25	21.394
軽自動車	32,090	0.000010	25	8.023
小型貨物車	9,046	0.000015	25	3.392
軽貨物車	450,444	0.000011	25	123.87
特殊用途車	1,059	0.000035	25	0.927
一酸化二窒素	走行距離 (km)	排出係数(kg-N ₂ O/km)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
普通・小型自動車	85,577	0.000029	298	739.556
軽自動車	32,090	0.000022	298	210.382
小型貨物車	9,046	0.000026	298	70.088
軽貨物車	450,444	0.000022	298	2,953.111
特殊用途車	1,059	0.000035	298	11.045
HFCs	使用台数 (台)	排出係数(kg-HFC/台)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	138	0.015	1,430	2,960.1
ガソリン自動車の使用による温室効果ガス排出量 合計				138,106.63

※端数処理のため、合計が一致しないことがあります。

グリーン購入の手順

グリーン購入とは、物品等を購入する際に価格・機能・デザインだけでなく環境への負担が少ないものを選定し、環境負担の低減に努めている事業者から購入することです。これらのことをふまえ、本市でもグリーン購入の推進を図ります。

適用範囲：本庁舎及び出先機関が行う物品等の購入とします。

購入する物品は、グリーン購入対象品目に該当しますか？



はい

グリーン購入対象品目及びその判断基準※1を参考に適合商品を確認して購入してください。仕様書を作成する場合は、『グリーン購入法適合商品』と指定してください。



いいえ

環境ラベル※2やグリーン購入ネットワークホームページのエコ商品ねっと※3を参考に、環境に配慮されているものを選んで購入してください。



実績報告（環境マネジメント報告にて環境推進課へ報告）※4

※1 P.2～4参照

※2 P.5～12参照

[【http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html】](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html)

※3 <http://www.gpn.jp/econet/>

※4 P.13参照

【お問い合わせ先】

財政課管財係

TEL:25-1165(内線3414)

グリーン購入対象品目及びその判断の基準

「判断の基準」・「配慮事項」は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を参照することとする。

分類	品目
1 紙類	コピー用紙
2 文具類	シャープペンシル
	シャープペンシル替芯
	ボールペン
	マーキングペン
	鉛筆
	スタンプ台
	朱肉
	印章セット
	印箱
	公印
	ゴム印
	回転ゴム印
	定規
	トレー
	消しゴム
	ステープラー
	ステープラー針リムーバー
	連射クリップ(本体)
	事務用修正具(テープ)
	事務用修正具(液状)
	クラフトテープ
	粘着テープ(布粘着)
	両面粘着紙テープ
	製本テープ
	ブックスタンド
	はさみ
	マグネット
	テープカッター
	パンチ(手動)
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)
	紙めくりクリーム
	鉛筆削(手動)
	ダストブロワー
	レターケース
	マウスパッド
	カッターナイフ
	カッティングマット
	デスクマット
	絵筆
	絵の具
	墨汁
	のり
	ファイル
	バインダー
	ファイリング用品
	アルバム
	つづりひも
	カードケース
	事務用封筒(紙製)

	窓付き封筒(紙製)
	ノート
	パンチラベル
	タックラベル
	インデックス
	付箋紙
	付箋フィルム
	黒板拭き
	ホワイトボード用イレーザー
	額縁
	ごみ箱
	リサイクルボックス
	名札(衣服取付型・首下げ型)
	鍵かけ
	チョーク
	グラウンド用白線
3 オフィス家具等	いす
	机
	棚
	収納用什器(棚以外)
	ローパーティション
	コートハンガー
	傘立て
	掲示板
	黒板
	ホワイトボード
4 画像機器等	コピー機等
	プリンタ等
	ファクシミリ
	スキャナ
	カートリッジ等
	プロジェクタ
5 電子計算機等	電子計算機
	磁気ディスク装置
	ディスプレイ
	記録用メディア
6 オフィス機器等	シュレッダー
	一次電池又は小形充電式電池
	電子式卓上計算機
	掛時計
7 移動電話	携帯電話、PHS、スマートフォン
8 家電製品	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫
	テレビジョン受信機
	電気便座
	電子レンジ
9 エアコンディショナー等	エアコンディショナー
	ガスヒートポンプ式冷暖房機
	ストーブ
10 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器

	ガス温水機器
	石油温水機器
	ガス調理機器
11 照明	蛍光灯照明器具
	LED照明器具
	LEDを光源とした内照式表示灯
	蛍光ランプ(直管型:大きさの区分40形蛍光ランプ)
12 自動車等	自動車
13 消火器	消火器
14 制服・作業服	制服 作業服
	帽子
15 インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド
	織じゅうたん
	ニードルパンチカーペット
	毛布
	ふとん
	ベッドフレーム
	マットレス
16 作業手袋	作業手袋
17 その他繊維製品	集会用テント
	ブルーシート
	防球ネット
	旗、のぼり、幕
	モップ
18 設備	太陽光発電システム
	生ゴミ処理機
	節水機器
	日射調整フィルム
19 災害備蓄用品	ペットボトル飲料水
	缶詰
	アルファ化米
	保存パン
	乾パン
	レトルト食品等
	栄養調整食品
	フリーズドライ食品
	非常用携帯燃料
	携帯発電機

・環境省HP <http://www.env.go.jp/>

・「グリーン購入法調達の手引き」 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g.../t_mat01.pdf

参考となる環境ラベル・表示

グリーン購入法の基準を満たす製品に表示する統一的な表示はありませんが、グリーン購入法の基準と同一、あるいはグリーン購入法よりも高い基準のため、製品選択の際に参考となる環境ラベル・表示があります。また、「エコ商品ねっと」（製品の環境情報webサイト）では、グリーン購入法適合製品やエコマーク取得製品の情報を検索することができます。

「エコ商品ねっと」 <http://www.gpn.jp/econet/>

※エコマーク等の環境ラベルの取得や「エコ商品ねっと」への掲載は任意のため、表示や掲載がなくても、グリーン購入法の基準を満たす製品がある場合があります。

分野	品目	参考となる環境ラベル・表示
紙類	コピー用紙	 総合評価値
	トイレットペーパー	 エコマーク
文具類	文具・事務用品 (筆記具・ファイル類等)	 エコマーク
オフィス家具等	いす	 エコマーク
	机	
	棚	
	収納用什器（棚以外）	
	ローパーティション	
	コートハンガー	
	傘立て	
	掲示板	
	黒板	
	ホワイトボード	
画像機器等	コピー機等	 エコマーク
	プリンタ	
	ファクシミリ	

	スキャナ	 <p>国際エネルギースタープログラム（消費電力に関する基準について）</p> <p>※再生型機・部品リユース型機（コピー機）は、旧基準の国際エネルギースタープログラム適合をもって、グリーン購入法の判断の基準（消費電力に関する基準）を満たすこととなります。</p>
	カートリッジ（トナー・インク）	 <p>エコマーク</p>  <p>E&Qマーク（リサイクルトナーカートリッジ）</p>
	プロジェクタ	 <p>エコマーク</p>
電子計算機等	電子計算機	 <p>エコマーク</p>  <p>国際エネルギースタープログラム（消費電力に関する基準について）</p>  <p>省エネラベル（緑色；エネルギー基準達成率200%以上） （エネルギー消費効率に関する基準について）</p>
	磁気ディスク装置	 <p>省エネラベル（緑色） （エネルギー消費効率に関する基準について）</p>
	ディスプレイ	 <p>エコマーク</p>  <p>国際エネルギースタープログラム</p>

		(消費電力に関する基準について)
	記録用メディア	 エコマーク
オフィス機器等	シュレッダー	
	電池	 JISマーク (アルカリ乾電池の場合)
	電子式卓上計算機	
	掛時計	 エコマーク
携帯電話	携帯電話、PHS、スマートフォン	 モバイル・リサイクル・ネットワーク (回収及びマテリアルリサイクルのシステムに関する基準について)
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	 統一省エネラベル (5つ星、4つ星) (エネルギー消費効率に関する基準について)
	テレビジョン受信機	 エコマーク  統一省エネラベル (5つ星、4つ星) (エネルギー消費効率に関する基準について)
	電気便座	 統一省エネラベル (5つ星、4つ星) (エネルギー消費効率に関する基準について)

	電子レンジ	 省エネラベル (緑色) (エネルギー消費効率に関する基準について)
エアコンディショナー	エアコンディショナー	 統一省エネラベル (5つ星、4つ星) (エネルギー消費効率に関する基準について)
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	 JISマーク (期間成績係数 (APFp) が1.07以上)
	ストーブ	 省エネラベル (緑色)
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	 省エネラベル (緑色) (エネルギー消費効率に関する基準について)
	ガス温水機器	
	石油温水機器	
	ガス調理機器	
照明器具	蛍光灯照明器具	 統一省エネラベル (5つ星、4つ星) : 家庭用 (エネルギー消費効率に関する基準について)  省エネラベル (緑色) : 施設用・卓上スタンド (エネルギー消費効率に関する基準について)
	LED照明器具	
	LEDを光源とした内照式表示灯	
	蛍光ランプ (直管型: 大きさの区分40形蛍光ランプ)	
自動車	乗用車	 平成27年燃費基準適合 (燃費に関

		<p>する基準について)</p>  <p>低排出ガス車認定（4つ星）（排出ガスに関する基準について）</p>
	貨物自動車（軽・中量）	 <p>平成27年度 燃費基準達成車</p> <p>平成27年燃費基準適合（燃費に関する基準について）</p>  <p>低排出ガス車認定（3つ星）（排出ガスに関する基準について）</p>
消火器	消火器	 <p>エコマーク</p>
制服	制服、作業服	 <p>エコマーク</p>
	帽子	 <p>Eco UNIFORM</p> <p>エコ・ユニフォームマーク</p>  <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク （再生PET配合率25%以上の判断の基準）</p>
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド	 <p>エコマーク</p>  <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク （再生PET配合率25%以上の判断の基準）</p>
	金属製ブラインド	
	織じゅうたん	
	ニードルパンチカーペット	
	毛布	
	ふとん	
	ベッドフレーム	
	マットレス	

		 フレームマーク
		 衛生マットレス
作業手袋	作業手袋	 エコマーク
その他繊維製品	集会用テント	 エコマーク
	ブルーシート	
	防球ネット	
	旗、のぼり、幕、モップ	
		 PETボトルリサイクル推奨マーク (再生PET配合率25%以上の判断の基準)
設備	太陽光発電システム	
	生ゴミ処理機	
	節水機器	 エコマーク
	日射調整フィルム	 日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」
災害備蓄用品	ペットボトル飲料水	
	缶詰	
	アルファ化米	
	保存パン	
	乾パン	
	レトルト食品等	

	栄養調整食品	
	フリーズドライ食品	
	非常用携帯燃料	
	携帯発電機	

主な環境ラベル

ラベル	内容
	<p>エコマーク</p> <p>資源を再利用した商品や使用段階で環境への負荷が少ない商品など（公財）日本環境協会が認定した環境保全に役立つ商品に表示されているマークです。</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>古紙を利用した製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用促進を図るため、古紙を原料とした製品であることを識別できるように（公財）古紙再生促進センターが制定したマークです。</p>
	<p>再生紙使用マーク</p> <p>再生紙の利用を促進するため、ごみ減量化推進国民会議が定めたマークで、古紙配合率が表示されます。使用に際しては特に許認可の必要がない自主的なマークです。</p>
	<p>FSC認証マーク</p> <p>適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の2つの制度の基準を満たした製品に表示されます。</p> <p>F S C 認証制度は、F S C (Forest Stewardship Council:森林管理協議会) が運営する国際的な制度です。</p>
	<p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>ペットボトルを再生利用してできたペットボトルリサイクル推進協議会の推奨製品に付けられているマークです。（財）日本容器包装リサイクル協会ルートで再商品化されたPETボトル再生フレーク又はペレットが25%以上原料として使用されており、かつ商品の主要構成部材として利用されている商品に表示されています。</p>

	<p>国際エネルギースターロゴ</p> <p>国際エネルギースタープログラムは、経済産業省と米国・環境保護庁との相互承認のもとに実施されているOA機器の省エネルギー基準です。待機電力の基準を満たした省エネルギー型のOA機器に表示が認められています。</p>
	<p>省エネ性マーク</p> <p>2000年8月から「省エネラベリング制度」(JIS規格)が始まりました。この制度は、家電製品が国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成率(%)をラベルに表示するもので、省エネ基準達成率が100%以上の製品には緑色のマークが表示されています。</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)がグリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マーク。マークはJOIFA会員企業の製品でグリーン購入法に適合していることを示しています。</p>
	<p>低排出ガス車認定ステッカー</p> <p>国土交通省が実施している自動車の排ガス低減性能に関する評価の結果、「低排出ガス車」として認定された車両に表示されるステッカーです。</p>

なお、ここに掲載した以外にもたくさんの環境ラベルがあります。
 環境省のホームページ「環境ラベル等データベース」をご参照ください。
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

本庄市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成30年3月

令和2年3月改定

令和5年3月改定

発行 本庄市

編集 本庄市 経済環境部 環境推進課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3

電話 0495-25-1111 (代)